

文京区介護サービスにおける事故報告処理基準

14文介支第1572号 平成15年4月1日決定

1 目的

この基準は、介護サービスの提供により発生した事故を把握するとともに、別表に掲げる介護サービスを提供する事業者（以下「介護サービス事業者」という。）による事故への速やかな対応及び事故防止への取組を支援し、及び促進することにより、介護サービスの質の向上と安心してサービス利用ができる体制の確立を目指すことを目的とする。

2 事故の報告と手順

介護サービス事業者は、介護サービスの提供に際し事故が発生したときは、福祉部長に対し、以下の手順により事故報告を行わなければならない。

- (1) 事故発生後、介護サービス事業者は、速やかに介護保険事業者事故発生報告書（別記様式）の「1 事故状況」から「6 事故発生後の状況」までを記載し、第1報として事故発生を報告するものとする。
- (2) (1)による報告後、介護サービス事業者は、区の指示があったときは、別記様式により適宜途中経過を報告するものとする。
- (3) 介護サービス事業者は、事故処理が終了した時点で、別記様式の該当する項目を全て記載し、最終報告として提出するものとする。
- (4) (2)及び(3)にかかわらず、(1)による報告の時点で事故処理が終了しているときは、当該報告をもって最終報告とすることができる。ただし、当該報告に当たっては、別記様式の該当する項目を全て記載するものとする。

3 報告の範囲

報告すべき事故の範囲は、事業者の責任の有無にかかわらず、介護サービス等の提供に伴い発生した事故とし、次の各号に該当するものとする。

- (1) 原因等が次のいずれかに該当する場合
 - ア 身体不自由又は認知症等に起因するとき。
 - イ 施設の設定等に起因するとき。
 - ウ 感染症、食中毒又は疥癬が発生したとき。
 - エ 地震等の自然災害、火災又は交通事故によるとき。
 - オ 職員、利用者又は第三者の故意又は過失による行為及びそれらが疑われる行為のとき。
 - カ 原因を特定できないとき。
- (2) 次のいずれかに該当する被害又は影響を生じた場合
 - ア 利用者が死亡、けが等、身体的又は精神的被害を受けたとき。
 - イ 利用者が経済的損失を受けたとき。
 - ウ 利用者が加害者となったとき。

エ その他事業所のサービス提供等に重大な支障を伴うとき。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、前号に該当する場合を含め、報告を要しないものとする
ことができる。

ア 比較的軽易なけがのとき。

イ 老衰等により死亡したとき。

(4) 前3号の規定にかかわらず、区から報告を求められた場合は、介護サービス事業者は報告を
要するものとする。

4 報告の対象

報告する事故は、事故当事者である介護サービス等利用者が区の被保険者である場合及び介護
サービス事業者の施設所在地が区域にある場合とする。

5 報告書の提出先

文京区福祉部介護保険課

6 対応

(1) 区は、事故報告の内容に不明な点がある場合、介護サービス事業者に事故内容の問い合わせ
を行う。この場合において、福祉部長が必要があると認めるときは、区は介護サービス事業者
に具体的説明を求めるものとする。

(2) 対応する事故は、事故当事者が区の被保険者である場合とする。ただし、必要に応じ他の区
市町村の被保険者に係る事故についても、当該区市町村と連携し、対応するものとする。

(3) 重大な事故については、必要に応じて、東京都、東京都国民健康保険団体連合会又は他の区
市町村と連携を図るものとする。

付 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年6月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成24年5月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成26年8月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成27年11月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成30年9月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和5年6月1日から施行する。

別表

介護サービス名等	根拠法令等	
訪問介護	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例（平成24年東京都条例第111号）	
共生型訪問介護		
基準該当訪問介護		
訪問入浴介護		
基準該当訪問入浴介護		
訪問看護		
訪問リハビリテーション		
居宅療養管理指導		
通所介護		
共生型通所介護		
基準該当通所介護		
通所リハビリテーション		
短期入所生活介護		
ユニット型指定短期入所生活介護		
共生型短期入所生活介護		
基準該当短期入所生活介護		
短期入所療養介護		
ユニット型指定短期入所療養介護		
特定施設入居者生活介護		
外部サービス利用型特定施設入居者生活介護		
福祉用具貸与	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）	
基準該当福祉用具貸与		
特定福祉用具販売		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成25年3月文京区条例第9号）
夜間対応型訪問介護		
地域密着型通所介護		
共生型地域密着型通所介護		
療養通所介護		
認知症対応型通所介護		
小規模多機能型居宅介護		
認知症対応型共同生活介護		
地域密着型特定施設入居者生活介護		
地域密着型介護老人福祉施設		
ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設		
看護小規模多機能型居宅介護		

介護サービス名等	根拠法令等
居宅介護支援	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号） 文京区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する条例（平成30年文京区条例第23号）
基準該当居宅介護支援	
指定介護老人福祉施設	東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第41号）
ユニット型指定介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第42号）
ユニット型介護老人保健施設	
指定介護療養型医療施設	東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第98号）
ユニット型指定介護療養型医療施設	
養護老人ホーム	東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第39号）
軽費老人ホーム	東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第114号）
介護医療院	東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」（平成30年東京都条例第51号）
ユニット型介護医療院	
介護予防訪問入浴介護	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年東京都条例第112号）
基準該当介護予防訪問入浴介護	
介護予防訪問看護	
介護予防訪問リハビリテーション	
介護予防居宅療養管理指導	
介護予防通所リハビリテーション	
介護予防短期入所生活介護	
ユニット型指定介護予防短期入所生活介護	
共生型介護予防短期入所生活介護	
基準該当介護予防短期入所生活介護	
介護予防短期入所療養介護	
ユニット型指定介護予防短期入所療養介護	
介護予防特定施設入居者生活介護	
外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護	

介護サービス名等	根拠法令等
介護予防福祉用具貸与	
基準該当介護予防福祉用具貸与	
特定介護予防福祉用具販売	
介護予防認知症対応型通所介護	<p>指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第36号)</p> <p>文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成25年3月文京区条例第10号)</p>
介護予防小規模多機能型居宅介護	
介護予防認知症対応型共同生活介護	
介護予防支援	<p>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)</p>
基準該当介護予防支援	<p>文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成27年文京区条例第26号)</p>